

## 指定医療機関届出事項

当院は下記の指定医療機関である旨の届出を行っています。

1. 障害者自立支援法第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 123 号）第 19 条の 8 の規定による指定病院
3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 123 号）第 33 条の 7 第 1 項の規定による応急入院指定病院
4. 労働者災保障施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 11 条第 1 項の規定による労災保険指定医療機関
5. 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関
6. 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」第 16 条第 2 項の規定に基づく指定通院医療機関

令和元年 10 月 1 日

院長